

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.6

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は新型コロナウイルス感染症に係る
傷病手当金の支給についてです。

Q

従業員の家族が感染し、
本人には自覚症状がない
ものの濃厚接触者になっ
た等の事由により本人が
休暇を取得した場合には
傷病手当金は支給されま
すか？

A

傷病手当金は被保険者の私傷
病により労務に服することができ
ないときに給付されるもので
あるため、被保険者自身が労務不能と認
められない限り、傷病手当金は支給され
ません。



城間先生



事務担当者

Q

わかりました。では、次のケースはどうですか？PCR検査で「新型コロナウイルス陽性」が判明し、
そのまま自宅療養することになり、医療機関を受診できないまま、医師からの診断書ももらっていない。
このようなケースは医師の証明がなくても傷病手当金は支給されるのでしょうか？

A



今回のコロナ感染による傷病手当金の請求については、やむを得ない
理由により医療機関への受診を行うことができず、医師の意見書を添付
できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主か
らの当該期間、被保険者が労務に服さなかった旨を証明する書類を添付
すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手
当金を支給する扱いといたします。

（なお、具体的な申請手続き等の詳細については、加入している保険者
(協会けんぽや健康保険組合)にご確認ください。）

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

**11月：5日(金)、12日(金)、19日(金)、26日(金)
12月：3日(金)、10日(金)、17日(金)、24日(金)** □ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

